令和７年度鳥獣保護管理員（会計年度任用職員）募集のお知らせ（第２回）

令和７年３月25日

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

愛媛県県民環境部環境局自然保護課では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること等を職務とする鳥獣保護管理員を次のとおり募集します。

１　勤務内容

(1) 鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域等の管理

(2) 狩猟取締りの実施

(3) 一般住民及び狩猟者の指導

(4) 鳥獣保護思想の普及啓蒙

(5) 鳥獣に関する諸調査

　(6) その他鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関し必要な事項

２　勤務先、勤務場所、勤務時間、採用人数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤務先 | 勤務場所 | 勤務時間  （1日につき） | 採用人数 |
| 東予地方局 農林水産振興部  森林林業課 今治駐在  (今治市旭町一丁目４番地９) | 今治市（大島） | ４時間 | １名 |

３　勤務条件

（1）身分

　　 　地方公務員法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員

（2）任用期間（※採用は令和７年度愛媛県当初予算における当該予算の成立を条件とします。）

１会計年度（採用日から当該年度の３月31日）。

勤務成績が良好であれば、最大２回まで再度任用されます。（令和７年度中に採用された

方は最長令和10年３月31日まで）。

（3）勤務形態

パートタイム

（4）勤務日数

①狩猟にかかる期間（11月から翌年２月までの間）は、月２日

②狩猟にかかる期間を除く期間（４月から10月までの間及び３月）は、月１日

③別途指示する日（年２日程度）

（5）服務（※地方公務員法の服務に関する各規程が適用されます。）

○服務の宣誓　○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務　○信用失墜行為の禁止

○秘密を守る義務　○職務に専念する義務　○政治的行為の制限　○争議行為等の禁止

（※パートタイム勤務の場合は、営利企業への従事等が可能ですが、職務に専念する義務、

信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間（週40時間）の超過に係る確認のため、兼

業する場合は所属への届出が必要です。）

（6）給与等

　　 ○時間額　1,035円（昇給なし。県の規程に基づき、別途、旅費が支給されます。）

　 　○社会保険なし

４　応募資格

（1）平成17年４月１日までに生まれた者

（2）勤務場所に居住しており、時間的制約が少ない者

（3）居住地から勤務場所まで、自ら自家用車を安全に運転する等により移動できる者

（4）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に関する

知識、技術及び経験を有する者

（5）社会的信望も厚く、かつ意欲を持って職務を遂行すると認められる者

（6）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16号各号のいずれにも該当しない者

５　応募方法

(1) 提出書類（※提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。）

①履歴書（兼応募用紙）（※指定の様式）

　愛媛県 県民環境部 環境局 自然保護課または各勤務先で配布しています。

　愛媛県HPからもダウンロードできます。

②最近６箇月以内に撮影した写真（縦36mm×横24mm）２枚（※１枚は応募用紙に貼付してください。）

（2）提出期限及び提出先等

①郵送の場合

令和７年４月15日（火）【必着】

【宛先】〒790-8570　松山市一番町４丁目４‐２

愛媛県 県民環境部 環境局 自然保護課 生物多様性係

②持参の場合

令和７年４月15日（火）まで【受付時間は平日の8時30分から17時15分まで】

【提出先】

上記２に記載している希望勤務場所を管轄する勤務先

（3）選考方法

書類審査

６　問合せ先

　 　愛媛県 県民環境部 環境局 自然保護課 生物多様性係

　　　　〒790-8570　松山市一番町４丁目４‐２

　　　　ＴＥＬ　089-912-2368　　　ＦＡＸ　089-912-2354